

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	筑紫野市 ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和2年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>筑紫野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和59年3月27日条例第2号)に基づき、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療費の一部を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。</p> <p>①申請に基づき同居者及び受給者の住民票、住基異動、健康保険加入状況を確認し、認定する。 ②世帯の所得状況により県補助の有無を確認 ③受給者からの申請により医療費の一部負担金の助成を行う ④審査支払機関からの請求の審査、レセプト確認 ⑤償還払医療費申請の受付、審査、支給処理 ⑥高額療養費、第三者行為、不当利得、過誤調整事務 ⑦受給者の現況を確認</p>
③システムの名称	1. WEL+ひとり親医療システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市市民生活部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 市民生活部 国保年金課 医療年金担当

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	II-1 対象人数	平成27年12月1日時点	平成28年4月1日時点		保有する特定個人情報に変更を加えたため
平成28年4月1日	II-1 取扱者数	平成27年12月1日時点	平成28年4月1日時点		保有する特定個人情報に変更を加えたため
平成30年11月1日	I-1 ③システム名称	Acrocityひとり親等医療システム	WEL+ひとり親医療システム	事前	
平成30年11月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号(評価委員会規則掲載予定)	番号法第19条第14号	事後	
平成30年11月1日	I-5 ②所属長	国保年金課長 八尋 剛	国保年金課長	事後	
平成30年11月1日	II-1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年11月1日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	様式	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	I-3 ②法令上の根拠	番号法第9条第2項及び利用までに制定する条例	番号法第9条第2項及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成30年10月1日時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年3月19日	II-1 対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月19日	II-2 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	